

シリーズ 土地改良のあしあと

桜土地改良区 (四日市市)



竣工記念碑



自動給水栓

地区の概要

当土地改良区は、四日市市の南西部に位置し、江戸時代に幕府の巡見使の通った巡見街道と国道306号線が地区内を南北に貫いている中山間地域で、昭和初期は農業用水の水不足から湧井戸を掘り補給水として賄っており、昭和40年代から50年代後半にかけて近代農業への転換を図るため土地改良事業によるほ場整備が実施され、地区中央を流れる三滝川水系の矢合川、ため池、三重用水を取水源とする水田地帯です。

地区の沿革

本土地改良区(受益面積70.7ha、組合員124名)は、ほ場整備後も用水源が三滝川水系の矢合川とため池に限られており、長年に渡る水不足が問題となっていたことから、三重用水事業で用水量を確保し、平成3年11月に三重用水幹線水路桜分水工よりの用水路を改修し、農業用水の地区全体への均一配分と安定供給を目的に、団体営かんがい排水事業「桜地区」の認可を受け設立されました。

改修後は、土地改良総合整備事業によりこれまでの開

水路をパイプライン化し、水不足の解消と農業用水の有効利用、維持管理の省力化が図られ、中でも各給水施設での自動給水栓の採用により水管理作業が大幅に省力化され、道路幅員も拡幅されたことから、遊休農地の担い手へのスムーズな移行と大型農機での作業により効率良く出来るようになりました。

今後の土地改良区

ほ場整備事業等の借入金償還が平成32年度で完済となりますが、事業が完了してから約20年が経ち水利施設の老朽化やパイプラインの漏水が年に数件発生しており、維持管理費が増加傾向にあることから、今後は、施設の補修及び更新について計画的に進める必要があると考えています。

また、用排水施設の老朽化、高齢化に伴う離農、担い手不足といった課題はありますが、多面的機能活動や農地中間管理機構を活用して農地を絶やさず次世代に継承出来るように組合員共々努力してまいります。



受益地



受益地